

こども誰でも通園制度の概要

2024年1月10日

弁護士 菅野園子

1 事業内容：「乳児等通園支援事業」

乳幼児への遊び及び生活の場の提供、保護者との面談及び当該保護者への援助

実施時期：令和8年4月1日から全国で本格実施予定。

2 対象：6ヶ月～3歳までの、保育園・幼稚園・認定こども園等に通っていない子ども。

3 利用時間：基本的には月10時間が利用可能時間。令和8年、9年度は経過措置として、3時間程度の場合もありうるが詳細は不明。

4 利用方式 自由利用か定期利用か

5 人員配置基準や設備運営基準は、一時預かり事業と同じ

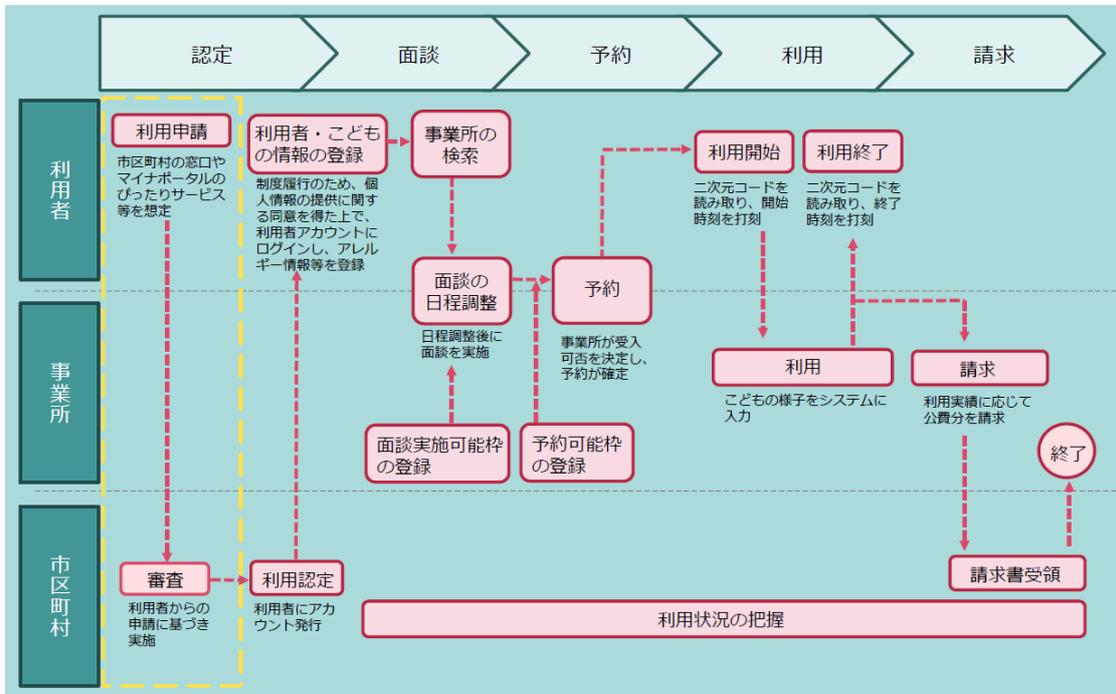
6 事業者：運営主体は限定されておらず、市町村の認可が必要

7 利用までの流れ

市町村で、こども誰でも通園制度を利用するための資格認定の申請を行い、その後ログインIDなどを発行してもらい、多くは国の運営する総合支援システムで、事業者を選択し、事前面談、予約申込みなどを行う。

8 給付：乳児等通園支援給付（1時間当たりの利用単価＋保護者負担）×利用時間 障害児、要支援家庭、医療ケア児は加算あり

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

9 子どもの安全という視点からの問題点

① 事業者の運営が安定しない給付構造

ア 子どもを預かることでしか得られない収入構造

事前面接や保護者支援をしても報われない制度

基礎的給付なし

どんだんたくさん子どもを預からないと収入が得られない。

イ 様々な事業者の中には乳児の預かりを初めてなど預かり慣れていない事業者も

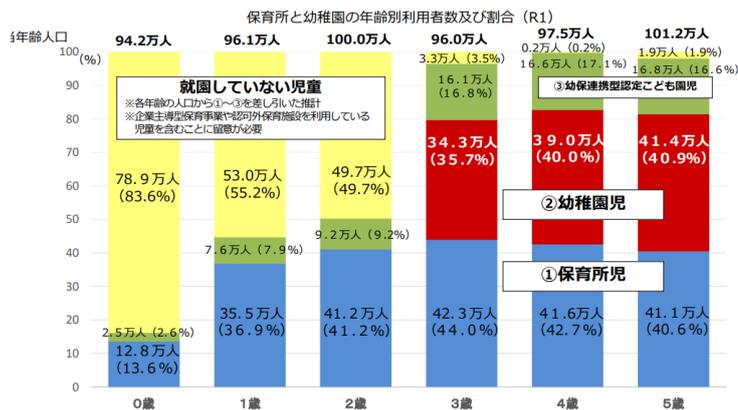
② 未就園の乳幼児の短時間預かりの受け皿を急激に拡大することは果たして可能か。

ア 求められるのは極めて高い保育士の専門性

イ 3歳未満の未就園児が対象になるが本当に1月10時間利用できるのか？

ウ 広域利用もできるが、一部の自治体への集中などの負担もでないか？

保育所・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合の推計(令和元年度)



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成30年10月1日現在)より。
 ※幼保連携型認定こども園の数は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。
 ※保育所の数値は令和元年度の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育所」には地方数量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用数に比しより算出したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。